

**令和4年度 野田市立こだま学園指定管理者管理運営状況調書**  
**担当課 保健センター**

評価基準	評価項目	指定管理者 自己評価	担当課評価	特記事項
利用者の平等利用が確保されること	①利用者の平等利用確保の取組	B	B	
施設の効用（設置目的）が最大限発揮されるものであること	①施設の利用促進（利用者増）の取組	B	B	
	②サービス向上のための取組状況	B	B	
	③利用者の人権の擁護、虐待の防止の方策の取組	B	B	
有効な通所支援の提供が図られていること	①通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援）のための取組	B	B	
有効な相談事業の提供が図られていること	①障害児相談支援のための取組	B	B	
個人情報の適切な保護が図られていること	①個人情報保護のための取組	B	B	
緊急時の危機管理体制が確立されていること	①施設の安全管理についての取組	B	B	
	②緊急時の危機管理のための取組	B	B	
	③利用者の要望及び苦情への対応のための取組	B	B	
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること	①現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための取組	B	B	
管理経費の縮減が図られるものであること	①指定管理に係る経費の収支見込について	B	B	
	②管理経費縮減のための取組	B	B	
地元住民の雇用、物品及び役務の調達在地元業者への配慮	①地元住民の雇用、物品及び役務の地元業者への配慮の取組	B	B	
公契約条例に基づく賃金の確保	①公契約条例に基づく賃金の確保の取組	B	B	
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力の確保を有していること	①職員配置及び職員の指揮監督の管理体制	B	B	
	②人材育成の方策	B	B	

#### 総合所見

当該施設は、平成 27 年度から社会福祉法人は一とふるが指定管理業務を運営しており、現指定期間（令和元年度から令和 5 年度まで）の 4 年目となる。

福祉型児童発達支援センターとして、知的障がいや発達障がい等の児童を対象とした児童発達支援のほか、保育所等訪問支援及び障害児相談支援を提供している。全般的に安定した運営をしており、利用者と保護者からの支持を得ている。

運営について、児童の発達に心配のある保護者が相談できる外来療育相談を週 1 回設けることにより、入園希望者がスムーズに入園できるようにしている。児童発達支援では保護者との話し合いや定期的なモニタリングにより療育の方向性を決め、個別支援計画を作成している。保育所等訪問支援では、幼稚園や保育園、小学校と電話等で連絡を取り、連携を図るよう努めている。

令和 5 年 1 月 20 日に施設点検を行っており、全体的な施設の老朽化は認められるものの、不具合がでた際には修繕にて対応している。現在、受変電設備の老朽化がみられるため、受変電設備の更新について検討している。